

〔平成28年3月22日
まち・ひと・しごと創生本部決定〕

政府関係機関移転基本方針

まち・ひと・しごと創生本部においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」に基づき、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方への移転について検討を行ってきた。

今回の取組は、道府県等からの提案を踏まえ検討を行うものであり、これまで平成27年12月18日に「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」（以下、「移転対応方針」という。）を取りまとめ、その後、「移転対応方針」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）」に基づき検討を重ねてきた。

検討に当たっては、その機関が地方に移転することによって、①地方創生の視点から、地域の「しごと」と「ひと」の好循環につながるか、②当該機関のミッションを踏まえ、全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか、③「なぜ、そこか」について移転先以外を含めた理解が得られるか、④地元の自治体・民間等の協力・受入体制はどうか、といった点について、国の新たな財政負担は極力抑制し、組織・人員の拡充方向が出されているもの以外は肥大化を抑制することを前提に、有識者の意見も聞きながら、できるだけ道府県等の立場に立って検討を行い、以下の方針を取りまとめた。

I. 研究機関・研修機関等の地方移転について

1. 基本方針

研究機関・研修機関等の地方移転については、「移転対応方針」において示された以下の考え方にに基づき、同日に有識者から示された「政府関係機関の地方移転について—対応方針取りまとめに当たって—」を踏まえつつ、関係者間（提案道府県、関係市町村、地元大学・研究機関等と、関係府省庁、対象機関等）で更なる検討を進めた結果、別紙1のとおり成案を得た。

(1) 研究機関

それぞれの機関のミッションを踏まえ、地域イノベーション創出の可能性や研究成果の地域産業への波及が期待できるかとの観点から、国の機関としての機能を維持・向上することができるかという点を勘案しつつ検討を行った。

具体的には、「移転対応方針」に基づき、①研究機関や研究者の能力や民間の技術力の現状・今後の見通し、②移転先における産学連携体制、研究施設の整備状況、地元自治体の支援体制等を踏まえて、その地に移転することにより、

地域の公設試験研究機関、大学、民間との連携による地域イノベーションの創出が期待できるかの観点を基本としつつ、その地域のみならず国全体として研究能力の確保・向上が見込めるもの（研究分野・内容等を個々具体的に検討）については、移転に伴う懸念事項（研究集積のメリットの喪失、現在の研究連携の喪失、優秀な研究者の流出、コストの増大等（特につくばの研究機関においては、この観点を重視））に留意しながら、機能の移転の様々な方法についても検討した。

（２）研修機関等

それぞれの研修等の目的・対象ごとに、研修の効果及び効率性を損なわないことができるかとの観点を基本としつつ、研修をその地で行うことによる研修への付加価値等を勘案して検討した。

具体的には、主に中央省庁の職員を対象として当該省庁職員が講師となることが多い研修等については、当該省庁の近隣以外の立地で効果・効率の確保・向上は期待しにくい一方、研修等の対象者として、全国から受講生を集めるものについては、受講者の利便性が著しく損なわれないこと、研修効果を維持できるだけの講師が確保できること（講師の利便性が著しく損なわれないこと）の観点を基本とし、その地域ならではの研修内容（全国的にみて優れた取組として認知され、かつ全国に汎用性のあるもの）を勘案して検討した。

また、研究機器や特殊な施設を必要とする研修等については、地域において研修等に必要な施設の用意があるものについて移転の具体化を検討した。

なお、全部移転が適当でない場合においても、自治体・民間等の協力・受入体制の用意等により国費の増嵩を抑制しつつ、その地域ならではの価値の高い研修内容の説明が可能なものは、地方での研修等の一部実施の具体化について検討した。

2. 今後の進め方

（１）地方創生推進交付金等の活用

研究機関については、今回の取組により創設される地方拠点を核とした地域イノベーション創出や研究成果の地域産業等への波及効果が得られることが、また、研修機関等についてはその地域ならではの研修等を地域で行うことで地方創生につながるということが重要である。

このため、平成 28 年度からの導入が予定されている「地方創生推進交付金」（地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するため、官民協働、地域間連携、政策間連携等による地域イノベーションや地方創生推進人材育成等の取組を推進することを目的としている）等の運用に当たっては、今般の研究機関・研修機関等の地方移転の取組を、地域イノベーションの好循環の形成等につなげていくよう配慮する。

(2) 年次プランの作成とフォローアップ

研究拠点等の設置は、それ自体がゴールではなく、むしろ取組のスタートであり、今後、具体化を進める中で、地域間連携や政策間連携を図り、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的な地域イノベーション等の実現を見越した体制・内容を拡充していくことが重要である。

このことを踏まえ、研究機関・研修機関等については、基本方針を決定した後、更に関係者間において検討を進め、平成 28 年度内に、それぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした 5 年から 10 年程度の年次プランを関係者間で共同して作成する。また、地域イノベーションの進展等、今般の地方移転の取組について、政府において定期的に適切なフォローアップを行う。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）」に盛り込まれた「今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。」ことについても、政府において適切にフォローアップを行う。

II. 中央省庁の地方移転について

1. 基本方針

中央省庁（府県から中央省庁と一体として移転を提案されている独立行政法人を含む）の移転については、以下の基本的視点から検討を進め、別紙 2 のとおり成案を得た。今後、この基本方針に沿って取組を進め、その進展について適切なフォローアップを行うものとする。

(1) 地方創生の視点

地方移転が、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうか。

(2) 国の機関としての機能確保の視点（注）

地方移転によって、機能の維持・向上が期待できるか。

- ①地方移転によって、現在と同等以上の機能の発揮が期待できるか。
- ②「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるか。
- ③危機管理等官邸をはじめ関係機関との連携や国会対応に支障が生じないか。
- ④当該機関の効率的な業務運営や国民に対する行政サービスの低下を招かないか。

(3) 移転費用等の視点

- ①地方移転によって、過度な費用の増大や組織肥大化にならないか。

②地元の協力・受入体制が整っているか。

(注)「国の機関としての機能確保の視点」に関する検討について

中央省庁については、1.(2)の「国の機関としての機能確保の視点」から、以下のとおり業務内容に応じた検討を行った。

①「危機管理業務」、「外交関係業務」及び「国会対応業務」について

- ・ 中央省庁は、内閣の統轄の下、国が果たすべき役割について、総合性、機動性を持ち、重点的かつ効率的に行政事務を遂行することが求められることから、官邸をはじめ関係省庁に近接した地域に立地しており、特に、「危機管理業務」や「外交関係業務」は、官邸からの指示を受け、迅速かつ密接に連携を図り業務を遂行することが強く求められる。
- ・ また、行政権の行使に関し、国会に対して連帯して責任を負う内閣の下にある中央省庁の「国会対応業務」(議案の提出、答弁、説明等)は、我が国の憲法上の要請に基礎を置くものであり、国会運営に支障が生じることがないように十分な留意が必要である。

②「政策の企画・立案業務」について

- ・ 法案作成等の「政策の企画・立案業務」については、政府全体の調整が必要とされる場合が多く、官邸、関係省庁から遠隔の地に所在する場合には、これらの業務の適切な遂行が困難となる場合があることに留意する必要がある一方、「施策・事業の執行業務」と密接不可分な部門については、執行部門に近い立地とすることが適当である。

③「施策・事業の執行業務」について

- ・ 「施策・事業の執行業務」については、多くの省庁において地方支分部局等が担っているように、できる限り実施現場に近いところで実施されることが効果的・効率的である。したがって、地方創生の観点から、地方を対象とする「施策・事業の執行業務」、あるいは、執行業務と密接不可分な一定部門の「政策の企画・立案業務」については、地方移転を検討することは意義が大きい。また、既に地方支分部局等で事務を実施している場合は、この機能強化についてさらに進める必要があると考えられる。
- ・ 上記の具体的な検討に当たっては、当該機関の効率的な業務運営や全国に所在する関係者に対する行政サービスの低下を招かないようにする必要がある。このため、
 - (ア)「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるかについて留意する必要がある。
 - (イ) ICT(テレビ会議等)活用による業務改善や地域の協力によって人材確保を含む機能確保が可能かどうかといった点について、実

地における検証を含め検討を行う必要がある。

(ウ) 移転費用等の視点から、地方の協力も得ながら、移転に伴うコストを極力低減することや拡充方向が出されているもの以外の組織の肥大化を避けるための工夫について積極的な検討が必要である。

(エ) 移転先となっている地元の協力・受入体制が整っているかについて、留意する必要がある。

2. 国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）

今回の政府関係機関の地方移転の取組は地方からの提案を受ける形で実施したが、これとは別次元の取組として、民間でみられるような、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等を通じた業務実施の試みを更に進め、国家公務員全般にわたる従来の業務形態を見直すことは、地方で実施可能な業務範囲の拡大の可能性という地方創生の視点にとどまらず、国家組織のあり方や行政改革の視点から意義が大きいと考えられ、働き方改革にもつながるものである。

このため、地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、SNSの普及に見られるようなICTの進展を踏まえ、テレビ会議やテレワークその他最新のICT等も活用した実証実験に政府全体で取り組む。

こうした取組の先行的実施として、文化庁、消費者庁及び統計局においては、地元の協力・受入体制の意向を確認しつつ、テレビ会議などのICT活用等を通じ、機能発揮の可否や具体的な課題など地方移転のメリット・デメリットについて検証を行いながら検討を進める。この先行的実施の状況を見つつ、各省庁も参加して試行することとし、新しい時代にふさわしい国家組織のあり方や行政改革、働き方改革について検討し、成案を得る。

政府関係機関移転基本方針 別紙1(抜粋)

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
新潟	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院との研究連携に向けた協議会の設置	新潟大学を中心としたコホート研究の実績及び新潟県からの提案を踏まえ、国民の健康の保持・増進に貢献できるよう新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院との共同研究への検討について協議会を設け、連携の在り方について引き続き協議を行い平成28年度中に成案を得ることとする。
大阪	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所(組織全体)の移転	国立健康・栄養研究所(東京都新宿区)の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成28年度中を目的に成案を得ることとする。
佐賀	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	薬用植物資源研究センター筑波研究部との研究連携に向けた協議	玄海町薬用植物栽培研究所で行っている薬用植物の栽培支援や薬草、薬木等の実証実験の研究等を含め、薬用植物資源研究センターとしても有効な研究連携や栽培支援について引き続き協議を行い平成28年度中に結論を得ることとする。

(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所の新潟県への地方移転に関する年次プラン

- 新潟大学を中心としたコホート研究の実績及び新潟県からの提案を踏まえ、国民の健康の保持・増進に貢献できるよう新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院との共同研究への検討について協議会を設け、連携の在り方について引き続き協議を行い平成28年度中に成案を得ることとする。（政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)抜粋)

これまでの取組内容

- ・ 平成28年5月、国立健康・栄養研究所職員等が、研究連携のフィールドとなる南魚沼市及び新潟地域医療教育センター・魚沼基幹病院(以下「魚沼基幹病院」という。)を視察
- ・ 研究連携の具体化に向けた研究者・実務者協議の開催(7回)
- ・ 平成29年3月、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)、新潟県、南魚沼市の3者による包括協定を締結し、「うおぬま健康・栄養研究連携協議会(以下「協議会」という。)を設立
(構成員:研究所理事長、新潟県副知事、南魚沼市長)

H29年度の取組

- ・ 特定健診・人間ドック等を受診する南魚沼市民を対象に腸内細菌のサンプルデータ採取(年間200サンプル予定)及び食事内容や生活習慣等の調査(以下「研究連携事業」という。)
- ・ 研究所の健康増進研究部の研究員約10名が中心となり採取したサンプルデータを分析、集積(研究員は研究所常駐)
- ・ 協議会による研究連携事業の進行管理等

H30年度以降の取組

- ・ H30年度～H31年度は、H29年度の取組を継続
- ・ H32年度以降は、南魚沼市で採取したサンプルデータ等と国内の複数の地域で採取したサンプルデータ等を比較し、南魚沼地域特有の栄養・食生活、身体活動・運動が生活習慣病の発症や重症化の予防につながる要因を明確化

目指す将来像

- ・ 生活習慣病の一次予防や重症化予防へにつながる新たなエビデンス、食事法、生活習慣改善法の確立
- ・ 県内企業、大学等との産学官連携による新薬や特定保健用食品等の開発促進
- ・ 県、南魚沼地域の健康イメージ向上による人口流入及び健康産業の集積

研究機関・研修機関等の地方移転に関する年次プラン

平成 29 年 3 月

新潟県、南魚沼市、(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所

道府県	対象機関	移転の概要*
新潟県	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所	新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院との研究連携に向けた協議会の設置
移転の内容*		
新潟大学を中心としたコホート研究の実績及び新潟県からの提案を踏まえ、国民の健康の保持・増進に貢献できるよう新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院との共同研究への検討について協議会を設け、連携の在り方について引き続き協議を行い平成 28 年度中に成案を得ることとする。		

※：政府関係機関移転基本方針（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）抜粋

項目	内容
目指す将来像	<p>○新潟県のメリット</p> <p>国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）との連携により、食事・栄養摂取に基づく生活習慣病の一次予防や新たな健康評価の提案など、生活習慣病予防施策等に活用するとともに、将来的には健康ビッグデータの一助となるなど、県民の平均寿命、健康寿命の延伸を目指した取組の強化につながることを期待される。</p> <p>また、研究連携の拠点となる南魚沼地域を中心に、魚沼地域医療連携ネットワークの「新潟モデル」としての全国発信や、地域で養成した管理栄養士等の人材の活用が期待できる。</p> <p>○国のメリット</p> <p>『基幹病院との連携による研究データの共有や研究内容の充実』や、『「県民健康・栄養実態調査」・「にいがた減塩ルネサンス運動」など、新潟県の健康寿命の延伸に向けた取組の活用による日本人の食生活の多様性の科学的分析と健康に及ぼす影響のエビデンス構築』等が期待できる。</p> <p>また、二度の震災経験により新潟県が持つ災害時の健康管理に関するノウハウや災害食の開発事例などを、首都直下型地震等の災害時における健康・栄養管理体制の検討、構築に活用できる。</p>
背景・現状	<p>○背景</p> <p>1 新潟県の強み</p> <p>(1) 調査研究のための「資源」が豊富</p> <p>新潟県は、国内屈指の食料基地であるとともに、自然公園や温泉地など、健康づくりに活用できる多くの自然フィールドを有している。また、新潟大学をはじめとする健康・栄養に関する研究・教育機関の充実や、行政栄養士、新潟県食生活改善推進委員など施策を推進するマンパワーも十分であり、調査研究のための「資源」が豊富である。</p> <p>(2) 国民の健康寿命延伸に貢献できる取組</p> <p>新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院（以下「基幹病院」という。）による生活習慣病に関するコホート研究や、昭和40年から県独自で行っている「県民</p>

健康・栄養実態調査」、平成27年6月に日本心臓財団小林太刀夫賞を受賞した「にいがた減塩ルネサンス運動」など、研究所との連携により国民の健康寿命延伸に貢献できる取組がある。

(3) 健康危機管理と健康ビジネスを推進できる基盤

中越大震災（平成16年）と中越沖地震（平成19年）の2度の震災経験により、「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の策定や多くの災害食の開発など、災害時の健康管理に関するノウハウを有しているほか、健康・福祉・医療関連分野で付加価値の高いビジネスが多数輩出されるよう「健康ビジネス連峰政策」を推進している。

2 南魚沼市の強み

(1) 「メディカルタウン構想」によるまちづくり

南魚沼市は、基幹病院の周辺地域に医療、研究機能や教育機能などを集積させ、県内外から医師、研究者、教育関係者、患者や学生、さらには健康産業関係者など、

多くの人が集い、交流しながら発展することを目指した「メディカルタウン構想」によるまちづくりを進めている。特に「地域住民、滞在者の健康増進に資する健康長寿のまちづくりを進めること」と「地域産業の活性化、健康ビジネス・成長産業の集積による雇用の確保」を構想の柱として挙げ、特に重点的に取り組むこととしている。

(2) 「南魚沼版CCRC」構想による健康長寿の実現に向けた施策展開

基幹病院や国際大学をはじめとした南魚沼市内の団体等、関係者との連携を進める「南魚沼版 CCRC」構想でも、生涯現役で活躍しながらの健康長寿の暮らしを提案し、アクティブ・シニアの方の移住を基本に据え、基幹病院周辺地域を CCRC 構想の地区として位置づけ、市全体の健康長寿の実現に向けて施策展開している。

(3) 魚沼産コシヒカリをはじめとした豊富な食材の生産地

健康・栄養に直結する食の面では、米のトップブランドの魚沼産コシヒカリ、八色（やいろ）スイカ、野菜、シイタケなどの食材の生産地となっており、安全・安心な食の地盤が構築されているとともに、伝統的な日本の食文化と健康についての研究のほか、健康食品産業の開発などによる国内外への普及展開、販路開拓が期待できる。

○現状

1 健康ビジネス連峰政策の推進

新潟県では、健康・福祉・医療関連は、少子高齢化の時代においても市場の伸びが期待できる分野であることから、この分野で付加価値の高いビジネスが本県から多数輩出されるよう、平成18年2月より「健康ビジネス連峰政策」を推進している状況。

(主な取組)

- ・健康ビジネスサミットうおぬま会議の開催（H20～）

今後、成長が見込まれる健康・医療・福祉関連分野で付加価値の高いビジネスが創出されるよう、企業・大学・行政等の関係者が課題の議論や交流を通じ、繋がりを広げることを目的に、毎年、魚沼地域等で2日間にわたるビジネス会議を開催

- ・一般社団法人健康ビジネス協議会との連携（H24～）

健康関連分野に関する情報共有、新市場の開拓等を目指して、平成21年に設立された一般社団法人健康ビジネス協議会と連携し、国内外の市場拡大が見込まれる機能性表示食品など付加価値の高い食品の開発支援や、認証制度の創設等に取り組ん

でいる状況

2 「生涯活躍のまち」構想

南魚沼市では、基幹病院を核とした地域医療体制の再編とともに「健康医療関連新産業集積と健康長寿のまちづくり」を目指した「メディカルタウン構想」を実現する絶好の契機ととらえ、南魚沼版 CCRC 構想の実現に向け、平成 27 年 11 月に基本構想を策定し、「生涯活躍のまち」づくりを推進している状況。

現在は、アイデア募集「B：事業づくり部門」において優秀賞に選考された 2 者とともに、「生涯活躍のまち構想」の事業の実施・実現に向け、自立性の高い事業を確定するための基本計画策定に取り組んでいる状況。

(主な取組)

- ・南魚沼版 CCRC 勉強会 (H26. 8～H27. 3 5 回開催)
- ・南魚沼版 CCRC 推進協議会 (H27. 7～H29. 3 12 回開催)
- ・南魚沼版 CCRC 構想まちづくりアイデア募集 (H28. 8. 26～H28. 9. 30)
- ・連携実施事業協議パートナー発表 (H28. 11. 22)

取組の内容

(参考：これまでの取組)

年度	取組内容	勤務状況	成果
H28	○7月～H29年3月 研究者・実務者協議（7回）	健康増進研究部長、国際産学連携センター長ほか（研究者・実務者協議に参加）	・相互の活動を充実させるための体制が促進
	○11月 健康ビジネスサミットうおぬま会議 2016 での講演（セミナー）	研究所健康増進研究部長 （南魚沼市出張）	同上
	○H29年3月 ・包括協定締結式 県、南魚沼市、研究所3者による研究連携に関する包括協定を締結 ・協議会設立 県、南魚沼市、研究所及び基幹病院の研究連携を推進するため、「うおぬま健康・栄養研究連携協議会」を設置	研究所理事長、所長、国際産学連携センター長 （南魚沼市出張） 研究所理事長が会員 （南魚沼市出張）	・研究連携推進及び基幹病院との共同研究実現のためのタスクフォース結成

(今後の取組)

年度	取組内容	勤務状況	成果
H29	県、南魚沼市が協働し、特定健診・人間ドック等を受診する南魚沼市民を対象に便（腸内細菌）サンプルデータの採取（年間200サンプル予定）及び食事内容や生活習慣等を調査（以下「研究連携事業」という。）	研究所の健康増進研究部研究員約10名が従事（研究所常駐） ※必要に応じて南魚沼市へ出張	・サンプルデータの集積
H30	同上	同上	同上
H31	同上	同上	同上
H32	・集積したデータ等を活用し、南魚沼地域特有の栄養・食生活等と生活習慣病発症、重症化予防の要因を解明 ・県内企業、大学等との研究連携協定を締結	同上	・健康・栄養研究の先進県としてのイメージアップ ・研究連携事業の拡大や新たなプロジェクト検討
H33	・生活習慣病予防等につながる食事法、生活習慣改善法の確立 ・分析結果（解明した要因）を県の健康づくりや、市のCCRC構想に活用	同上	・県内食品、製薬企業等による製品開発 ・人口増、健康産業集積

推進体制

- (1) 連携して取組を進める体制
協定締結3者の代表から構成する「うおぬま健康・栄養研究連携協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、研究連携事業の進捗管理等を行う。
【協議会構成メンバー】研究所理事長、新潟県副知事、南魚沼市長
- (2) 取組を進めるにあたっての関係者の役割

関係者	関わり方
研究所	・サンプル分析、データ集積 ・生活習慣病の一次予防や重症化予防へつながるエビデンスや新たな食事法等の確立、国策への活用 ・研究連携事業に係る指導、助言
新潟県	・研究連携事業に係るサンプル収集 ・新たなエビデンス等の普及、県内健康づくり企業への還元

	南魚沼市	・ 研究連携事業に係るサンプル収集 ・ 施設確保
	基幹病院	・ 「魚沼コホート」研究データとの比較検討、データリンケージ ・ 現地での技術支援等の協力 等
必要となる資金	平成 28 年度 平成 29 年度 ～ 平成 31 年度 平成 32 年度 ～	移転内容等協議の協議に係る費用 1,353 千円 (うち、研究所 226 千円、県 982 千円、市 145 千円) 研究連携事業に関する費用 15,650 千円/年 (うち、研究所 116 千円、県 15,407 千円、市 127 千円) ※H29 地方創生推進交付金 1/2(申請予定)、県一般会計 1/2 研究連携事業の成果等を見ながら、協議により決定
進捗を確認する仕組み	協議会を補助するため、研究連携作業部会を設置し、取組の進捗管理を行うとともに、具体的な計画立案等を行い、協議会に報告する。 また、協議会長（新潟県副知事）が必要と判断した場合は、学術的な助言を求めるためのアドバイザーを置き、意見を求める。 【研究連携作業部会メンバー】 研究所職員（研究企画評価主幹、国際産学連携センター長、健康増進研究部長）、新潟県福祉保健部長、南魚沼市福祉保健部長	

(独)医薬基盤・健康・栄養研究所の大阪府への地方移転に関する年次プラン

- ▶ 国立健康・栄養研究所(東京都新宿区)の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成28年度中を目処に成案を得ることとする。

(政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)抜粋)

これまでの取組内容

- ・健康増進や健康関連産業の振興等につながる連携方策の協議等
- ・企業立地セミナーなどにおいて研究所の取組をPR

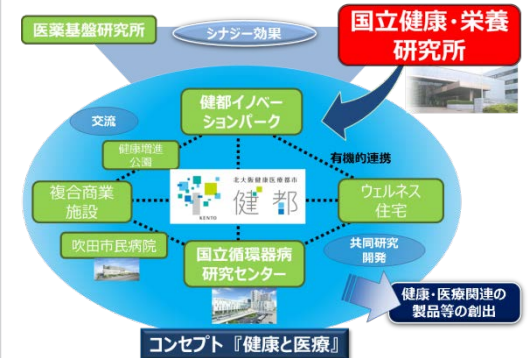
H29年度の取組

- 「国立健康・栄養研究所地域連携推進室(仮称)」の設置
(※研究者の配置等の詳細については検討中)
- 大阪発の健康増進モデル創出や企業大学等との連携、相乗効果を高めるため、大阪府、厚生労働省、(独)医薬基盤・健康・栄養研究所、地元経済界、大学等が参画する「会議体」を設置

全部移転に向け、大阪府及び周辺地域における行政、企業、大学等との事業連携や研究連携について検討・調整を進める



【大学・研究機関の集積】



【健都のまちづくりイメージ】

H30年度以降の取組

- ・H29年度に引き続き、事業連携や研究連携について検討・調整を進める
- ・H31年度中を目標に移転を開始し、速やかに全部移転を進める

目指す将来像

国立健康・栄養研究所の研究成果やノウハウ等を活かし、大阪や関西に集積する民間企業、大学等の研究機関や行政等との連携のもとイノベーションを創出し、全国に拡げていく

- ・地域産業の振興(大阪の成長の核となるライフサイエンス関連産業の成長をさらに促進)
- ・効果的な健康増進モデルの構築(「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」に貢献)

研究機関・研修機関等の地方移転に関する年次プラン（研究機関）

平成 29 年 3 月

大阪府、厚生労働省、(独)医薬基盤・健康・栄養研究所

道府県	対象機関	移転の概要
大阪府	(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所（組織全体）の移転
移転の内容*		
国立健康・栄養研究所（東京都新宿区）の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成 28 年度中を目処に成案を得ることとする。		

※：政府関係機関移転基本方針（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）抜粋

項目	内容
目指す将来像	<p>人口減少・高齢化が進展する中、国立健康・栄養研究所の研究成果やノウハウ等を活かし、大阪や関西に集積する企業や、大学等の研究機関、地元自治体等との連携のもと、健康分野における新たな産業を創出するとともに、大阪発の健康増進モデルが国内はもとより全国・世界に向け発信され、世界有数のライフイノベーション拠点（医療先進都市の形成、医療・健康づくり関連産業の振興）が形成される。</p> <p>◇法人統合した医薬基盤研究所をはじめ、国立循環器病研究センター、大阪大学など、ライフサイエンス分野の様々な研究機関と近接する大阪での立地環境等を活かし、共同研究や研究者間の交流など連携が促進され、研究所の機能向上が図られる。</p> <p>◇大阪をはじめとした地域の健康課題（大阪府民の健康寿命が全国と比して低い、生活習慣病を抱える府民が多い等）に対し、地元自治体等と連携して、研究所の研究成果を活用した効果的な健康づくり施策が展開され、「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」に貢献するとともに、大阪モデルとして全国に発信される。</p> <p>◇大阪・関西の幅広い分野にわたる企業等との連携により、新たな製品や新サービスの開発が促進され、健康関連産業が創出される。</p>
背景・現状	<p>◇ライフサイエンス関連機関の集積</p> <p>大阪・関西は、ライフサイエンス分野の企業、大学、研究機関が多く立地しており、併せて近年、PMDA 関西支部やAMED 創薬支援戦略部といった国の機関が大阪駅前設置されるなど、この分野において国内有数の集積を有している。</p> <p>◇「健康・医療」をテーマとした新たなまちづくり</p> <p>移転候補地である北大阪健康医療都市（愛称：健都）では、西日本で唯一の国立高度専門医療研究センターである国立循環器病研究センター（以下 国循）が同地に移転建替え（平成31年7月運用開始予定）することを契機に、「健康と医療」をコンセプト</p>

トに、様々な機能を集積させるまちづくりが進められている。健都イノベーションパーク（企業誘致ゾーン）に進出する健康医療関連企業や国循をはじめとした健都に立地する機関が有機的な連携を図り、あらゆるリソースを活かして研究開発を促進し、この地からイノベーションを創出することを目指している。

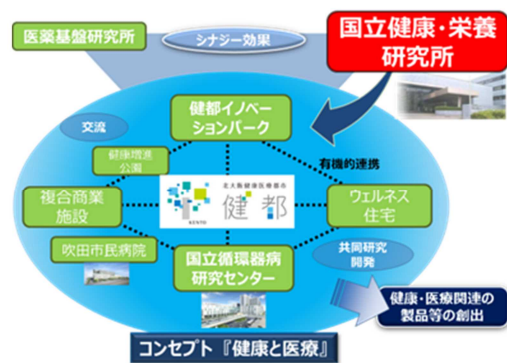
◇医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所の法人統合

平成27年4月に、独立行政法人医薬基盤研究所（大阪府茨木市）と独立行政法人国立健康・栄養研究所（東京都新宿区）が統合し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が設立され、法人本部が大阪府茨木市に設置された。

新法人では、両研究所の専門性が融合することで生まれる新たな研究分野の開拓に取り組んでいる。



【大学・研究機関の集積】



【健都のまちづくりイメージ】

取組の内容

（参考：これまでの取組）

年度	取組内容	勤務状況	成果
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・健都企業立地セミナーにおいて研究所の取組をPR（7月） ・大阪移転に関するテレビ会議の開催（府民・国民の健康増進や健康関連産業の振興等につながる連携方策の協議等） ・企業向けPRパンフレット作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人本部、大阪府ほか ・法人本部、研究所、大阪府ほか ・法人本部、研究所、大阪府 	<p>参加企業約 80 社</p> <p>計 3 回開催</p>


■大阪への移転に向け、厚生労働省、(独)医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府は、
以下の方針で取り組むことで合意

〈国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針:平成29年3月31日〉

1.移転の形態	国立健康・栄養研究所は、東京都新宿区戸山から大阪府に全部移転する。
2.移転先	大阪府摂津市に位置する北大阪健康医療都市(愛称:健都)の健都イノベーションパーク内とする。
3.移転先の施設	健都イノベーションパークに建設される民間賃貸施設とする。
4.移転スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度中に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下、「研究所」という。)において「国立健康・栄養研究所地域連携推進室(仮称)」(以下、「推進室」という。)を大阪府内に設置する。 ○移転までの間、推進室において大阪府及び周辺地域における行政、企業、大学等との事業連携や研究連携について検討・調整を進める。 ○平成31年度中を目標に移転を開始し、速やかに全部移転を進める。ただし、下記5.の「移転に伴い増加が見込まれる研究所の運営上の負担に対する協力の在り方」に関する合意を条件とする。
5.移転に向けた協議・検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ○移転を円滑に進めるため、移転に伴い増加が見込まれる研究所の運営上の負担に対する協力の在り方について、厚生労働省、研究所、大阪府等の地元自治体の間で協議・調整を行う。 ○これに加え、継続的に連携方策を検討するため、厚生労働省、研究所、大阪府等の地元自治体が参画する「会議体」を設置する。 ○地方創生の観点も踏まえ、地方創生推進交付金の活用も念頭に府民の健康増進、健康関連産業の振興に資する連携を積極的に進めていくものとする。 ○これらのほか、移転に係る詳細事項については、引き続き、大阪府と厚生労働省、研究所との間で協議し進めていくものとする。

(今後の取組)

年度	取組内容	勤務状況	成果
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・移転を円滑に進めるため、引き続き関係者間で協議 ・大阪府内に、「国立健康・栄養研究所地域連携推進室(仮称)」を設置(大阪府及び周辺地域における行政、企業、大学等との事業連携等の検討・調整等) ・大阪発の健康増進モデル創出や企業・大学等との連携、相乗効果を高めるための「会議体」を設置(厚生労働省、(独)医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府等の地元自治体、他関係機関等が参画) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人本部、研究所、厚生労働省、大阪府、摂津市、吹田市 ・研究所 ・参加機関は今後調整 	

	<p>H30</p> <p>平成 31 年度中を目標に移転を開始し、速やかに全部移転を進める</p>		<p>・連携方策の検討・実施</p> 
	<p>H31</p>	<p>・民間賃貸施設の建築工事開始</p> <p>・民間賃貸施設竣工</p> <p>・移転開始</p> <p>・全部移転</p>	
	<p>H32</p>		
	<p>H33</p>		
<p>※法人本部：(独)医薬基盤・健康・栄養研究所 研究所：国立健康・栄養研究所</p>			
<p>推進体制</p>	<p>(1) 円滑な移転を進める体制： 引き続き、厚生労働省、法人本部・研究所、大阪府、吹田市、摂津市で、移転に係る詳細事項について検討・調整を進める。</p> <p>(2) 連携を進める体制： 継続的に連携方策を検討するため、関係者が参加する「会議体」を設置 (構成メンバー) 厚生労働省、(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府等の地元自治体を軸に今後調整</p>		
<p>必要となる資金</p>	<p>〈平成 29 年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国立健康・栄養研究所地域連携推進室（仮称）」の設置 費用等検討中 ・健康産業創出システムの構築（研究所連携事業） 6,853 千円（大阪府 6,853 千円） ・国立健康・栄養研究所と企業との連携促進（研究所連携事業） 費用等検討中（大阪府 211 千円） <p style="text-align: right;">他</p> <p>※ 平成 30 年度以降については、平成 29 年度の検討・調整状況を踏まえ、目指す将来像の実現に向けて、関係者間で検討する。</p>		
<p>進捗を確認する仕組み</p>	<p>・大阪発の健康増進モデル創出や企業・大学等との連携、相乗効果を高めるための「会議体」（「推進体制」欄前掲）において、取組の進捗を確認するとともに、結果を検証し、次年度以降の取組に反映させる。</p>		

(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所の佐賀県玄海町への地方移転に関する年次プラン

- 玄海町薬用植物栽培研究所で行っている薬用植物の栽培支援や薬草、薬木等の実証実験の研究等を含め、薬用植物資源研究センターとしても有効な研究連携や栽培支援について引き続き協議を行い平成28年度中に結論を得ることとする。(政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)抜粋)

これまでの
取組内容

研究連携に向けた関係者間協議

H29年度の取組

- ◆連携協定に係る協議
- ◆連携協定の締結
- ◆玄海町薬用植物栽培研究所及び農家における試験栽培
- ◆薬用植物の適切な育成及び品質管理方法などをテーマにした講演会の開催、玄海町薬用植物栽培研究所への栽培指導
(講師が玄海町薬用植物栽培研究所等で講演及び栽培指導を実施)
- ◆薬用植物資源研究センターへの人材派遣

成果

- 情報共有、協力関係の構築
- 薬用植物栽培に関する知識、スキルの習得
- 玄海町薬用植物栽培研究所における担い手の確保

H30年度以降の取組

- ◆玄海町薬用植物栽培研究所及び農家における試験栽培 (継続)
- ◆薬用植物の適切な育成及び品質管理方法などをテーマにした講演会の開催、玄海町薬用植物栽培研究所への栽培指導 (継続)
- ◆薬用植物資源研究センターへの人材派遣 (継続)

目指す
将来像

佐賀県の気候、土壌に適した薬用植物の栽培方法や薬用植物品種の研究を促進するとともに、玄海町内及び佐賀県内市町における薬用植物栽培農家の増加及び栽培面積の拡大により薬用植物国内栽培の増加を目指す

研究機関・研修機関等の研究連携に関する年次プラン

平成 29 年 3 月

佐賀県、玄海町(玄海町薬用植物栽培研究所)、厚生労働省、(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所

道府県	対象機関	移転の概要※
佐賀県	(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所	薬用植物資源研究センター筑波研究部との研究連携に向けた協議
移転の内容※		
玄海町薬用植物栽培研究所で行っている薬用植物の栽培支援や薬草、薬木等の実証実験の研究等を含め、薬用植物資源研究センターとしても有効な研究連携や栽培支援について引き続き協議を行い平成 28 年度中に結論を得ることとする。		

※：政府関係機関移転基本方針（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）抜粋

項目	内容
目指す将来像	佐賀県の気候、土壌に適した薬用植物の栽培方法や薬用植物品種の研究を促進するとともに、玄海町内及び佐賀県内市町における薬用植物栽培農家の増加及び栽培面積の拡大により薬用植物国内栽培の増加を目指す
背景・現状	<p>日本の生薬供給については、需要の80%以上を海外に依存しており、今後も安価で質の高い原料が安定的に供給されるかは不透明であり、国内栽培の拡大が必要である。</p> <p>一方、佐賀県玄海町は、農業従事者の高齢化などに伴い遊休農地の増加が課題になっており、農業従事者の維持と新規就農者の確保が急がれる。</p> <p>そこで、農業の振興を目的として、玄海町薬用植物栽培研究所では、医薬品等の原料として国内生産が課題となっている甘草（カンゾウ）を始めとした各種薬用植物の栽培を九州大学等と共同研究している。</p> <p>また、これに関連して、佐賀県唐津・玄海地区では、フランス・コスメティックパレ一協会と連携し、コスメティック産業の集積等を目指すコスメティック構想の推進が図られており、美容関連商品の原料としても、薬用植物は今後活用が大いに見込まれている。</p>

取組の内容	(参考：これまでの取組)										
	年度	取組内容	勤務状況	成果							
	H28	1月 研究連携に向けた関係者間協議	-	連携協定締結に向けた確認							
	(今後の取組)										
	年度	取組内容	勤務状況	成果							
	H29	◆4月 連携協定に係る協議開始 ◆9月 連携協定の締結	-	・情報共有、協力関係の構築							
	H30	◆玄海町薬用植物栽培研究所及び農家における試験栽培 ◆薬用植物の適切な育成及び品質管理方法などをテーマにした講演会の開催、玄海町薬用植物栽培研究所への栽培指導	講師現地派遣 (1人/年2回程度)	・薬用植物栽培に関する知識、スキルの習得 ・玄海町薬用植物栽培研究所における担い手の確保 ・担い手による栽培支援							
	H31			・薬用植物栽培農業経営の事例創出と玄海町内農家の機運の醸成							
	H32			・薬用植物栽培農家の増加、玄海町内における栽培面積の拡大							
	H33	◆薬用植物資源研究センターへの人材派遣		・佐賀県内市町における薬用植物栽培の拡大							
推進体制	<p>(1) 連携して取組を進める体制： 連携協定の締結 【構成メンバー】佐賀県、玄海町(玄海町薬用植物栽培研究所)、 (独) 医薬基盤・健康・栄養研究所</p> <p>(2) 取組を進めるにあたっての関係者の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係者</th> <th>関わり方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所</td> <td>種苗の分譲、講師の派遣、栽培指導、派遣職員の受け入れ</td> </tr> <tr> <td>玄海町(玄海町薬用植物栽培研究所)</td> <td>種苗の確保、試験栽培、講師の派遣依頼、職員の派遣、広報、予算確保、講演会場の確保、地元調整</td> </tr> <tr> <td>佐賀県</td> <td>予算確保、講演会の広報協力、講演会場の確保</td> </tr> </tbody> </table>			関係者	関わり方	(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所	種苗の分譲、講師の派遣、栽培指導、派遣職員の受け入れ	玄海町(玄海町薬用植物栽培研究所)	種苗の確保、試験栽培、講師の派遣依頼、職員の派遣、広報、予算確保、講演会場の確保、地元調整	佐賀県	予算確保、講演会の広報協力、講演会場の確保
関係者	関わり方										
(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所	種苗の分譲、講師の派遣、栽培指導、派遣職員の受け入れ										
玄海町(玄海町薬用植物栽培研究所)	種苗の確保、試験栽培、講師の派遣依頼、職員の派遣、広報、予算確保、講演会場の確保、地元調整										
佐賀県	予算確保、講演会の広報協力、講演会場の確保										

<p>必要となる 資金</p>	<p>平成 29 年度 講演会開催広報経費、派遣講師及び派遣職員等の旅費 1,715 千円 (うち、県費 857 千円、町費 858 千円) (平成 30 年度以降については、佐賀県において、平成 29 年度の実施状況に基づき、目指す姿の実現に向けて、同県で実施する関連施策との連携も含め関係者と検討し、必要予算の確保・取組の充実を図る)</p>
<p>進捗を確認 する仕組</p>	<p>関係者による検証会議の実施</p>